

立川市立学校体育施設管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で利用に供することについて、[立川市立学校体育施設利用規則\(平成27年立川市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この要綱で使用する用語は、[規則](#)で使用する用語の例による。

(管理人及び開放員)

第3条 スポーツ利用及び遊び場利用における学校体育施設の管理を行うため、各実施校に学校管理人及び校庭開放員(以下「管理人等」という。)を置く。

(委託)

第4条 管理人等は、公益社団法人立川市シルバー人材センターへ委託する。

(職務)

第5条 管理人等は、学校体育施設の利用に関し、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 開放中の学校体育施設の管理及び調整に関すること。
- (2) 備品、用具等の保管に関すること。
- (3) 利用者の安全確保及び監督に関すること。
- (4) 利用状況に関する委員会への報告に関すること。
- (5) その他学校体育施設の利用に関すること。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、学校体育施設を利用してのスポーツ活動であることを認識し、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 便所の利用を除き、校舎内及び校舎裏に立ち入らないこと。
- (2) 学校用の運動用具には、触れないこと。
- (3) 体育館を利用するときは、体育館内の放送室、舞台及びその付属物を使用しないこと。
- (4) 体育館を利用するときは、体育館履きを使用し、又ははだしであること。この場合において、体育館履き又ははだして屋外には出ないこと。
- (5) 飲食、飲酒及び喫煙を行わないこと。

- (6) 利用に伴うゴミはすべて持ち帰ること。
- (7) 利用後は、清掃を行うこと。
- (8) 自動車、オートバイ及び自転車の利用は最小限の台数とし、指定した場所に駐車すること。
- (9) 自動車、オートバイ及び自転車は、運動場には乗り入れないこと。
- (10) 自転車及びローラースケートの練習を行わないこと。
- (11) 危険又は他人の迷惑になる行為を行わないこと。
- (12) その他管理人等の指示に従うこと。

条沿革

(運動場の利用)

第7条 運動場のスポーツ利用は、原則として次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 実施校 1登録団体につき1実施校
 - (2) 学校体育施設 1登録団体につき1施設
 - (3) 利用時間 1登録団体につき1利用時間
 - (4) 利用日 1登録団体につき週1日
- 2 小学校における土曜日、日曜日及び休日の利用時間については、午前及び午後を原則として遊び場利用とし、夜間をスポーツ利用とする。
- 3 夜間における運動場の利用種目は、陸上競技、サッカー及びゲートボール等とする。

(体育館の利用)

第8条 体育館のスポーツ利用は、原則として次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 実施校 1登録団体につき1実施校
 - (2) 学校体育施設 1登録団体につき1施設
 - (3) 利用時間 1登録団体につき1利用時間
 - (4) 利用日 1登録団体につき週1日
- 2 小学校における土曜日、日曜日及び休日の利用時間については、土曜日の午前を原則として遊び場利用とし、それ以外をスポーツ利用とする。

(利用の制限)

第9条 児童及び生徒の学校体育施設の夜間利用は、保護者の同意があり、かつ、団体の代表者又は保護者の参加がある場合に限るものとする。

(照明利用料等)

第10条 照明及び空調設備を利用する場合は、照明利用券等は、利用日に学校体育施設利用承認書に添付して学校管理人に提出するものとする。

- 2 体育館の利用の場合は、昼間であっても照明を点灯したときは、照明利用料を納付するものとする。
- 3 委員会の都合及び突然の降雨等により、利用時間の2分の1以下の時間で利用を中止した場合は、利用者に照明利用券等を返却するものとする。この場合において、返却の基準となる時間は、実際の利用時間にかかわらず、小学校については午前は10時30分、午後は15時、夜間は19時30分とし、中学校については夜間は20時とする。

条沿革

(責任の所在)

第11条 委員会は、学校体育施設を利用している時に起きた事故、けが等について、施設管理上のかしなど委員会の責任によるもののほか、一切の責任を負わない。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日教育委員会要綱第17号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。